

◆講義④〔図書館の危機管理〕への質問◆

質問1 土岐市立図書館の事例について伺います。この事案では刑法上の「威力業務妨害」で対応すべきではないかと思ったのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか？

回答 土岐市立図書館の事例は利用者が図書館側を訴えた民事裁判になります。

講義の中でも紹介したように1日に88回も閉架書庫の出納を繰り返すなどの行為や職員を畏怖させるような行為は「威力業務妨害罪」に該当する可能性があります。

しかし、公共図書館は憲法の保障する権利を具体的に体现する施設であり、すべての人々に開かれている施設です。こうした施設である公共図書館が刑法に基づき利用者を犯罪者として扱うような強権的な対応を頻繁にすることは公共図書館の趣旨にそぐわないと思います。

なので、土岐市立図書館側は警察に通報して逮捕するような刑事事件として扱わず、行政処分として利用禁止措置の対応をしたと考えられます。

もちろん、図書館職員の受忍限度を超える迷惑行為や他の利用者の利用環境を大きく阻害するのであれば、刑法に基づき警察への通報もやむを得ない場合もあると思いますが、これは最終手段だと考えてください。

問題行動に対しては図書館の利用規則に基づき退館命令や利用制限などの行政処分をする形でまずは対応するのが望ましいと思います。

質問2 人的な危機における講義、ありがとうございます。最近では、自然災害が多く発生しており、当館においても、地震により壁にひびがはいったり、多数の本が書架から落ちたりしました。自然災害における対応・準備として、何をしておけばよいのでしょうか。

回答 自然災害における準備や対応ですが、例えばキハラでは、「見直してみませんか？ 図書館の地震対策」として地震対策のポイントを紹介しています。これらを参考として自館での対策を検討してみると良いと思います。

キハラ 「見直してみませんか？ 図書館の地震対策 1」

<https://www.kihara-lib.co.jp/yomimono/2024/03/29/105447/>

キハラ 「見直してみませんか？ 図書館の地震対策 2」

<https://www.kihara-lib.co.jp/yomimono/2024/05/28/106543/>

他にも、県立長野図書館では COVID-19 の感染状況に応じて図書館サービスの「保有」・「削減」・「移転」・「排除」の方針を策定して HP で公開をしています。

県立長野図書館 「“図書館だから”できることを、できるかぎり、みなさまへ。」

<https://www.knowledge.pref.nagano.lg.jp/now/withcorona/index.html>

県立長野図書館 「長野県における警戒レベルの強化に対応した図書館利用イメージ (2021.1 月掲載) (PDF : 194KB)」

https://www.knowledge.pref.nagano.lg.jp/documents/189/level_service210129.pdf

こうした自然災害発生時の対応方針策定も自然災害の対応・準備と言えます。